

「申請に対する処分」基準等公開票（法律又は命令）

|         |   |    |
|---------|---|----|
| 許認可等の名称 | 附属品検査   |    |
| 根拠法令・条項 | 高圧ガス保安法 第49条の2 第1項  |    |
| 所 管 課   | 予防部 危険物保安課  |    |
| 審 査 基 準 | <p>法第49条の2第1項の規定による附属品検査については、法第49条の2第4項に該当していることを検査の基準とする。</p> |    |
| 標準処理期間  | 標準処理期間  | 6日 |
|         | 標準処理期間を設定できない理由   |    |